

近年、国内外において、大規模なサイバー攻撃によりインターネットに障害が生ずる事例が複数発生している。

電気通信事故報告制度においては、そうしたサイバー攻撃を原因とする事故について、「第三者要因」の事故や「その他」の発生原因の事故として報告されているものの、当該報告の発生原因の分類としてサイバー攻撃を規定していないため、発生原因がサイバー攻撃であることが明確に示されない。

しかし、サイバー攻撃のうち、特に電気通信事業者が保有する電気通信設備の機能に障害を与えるものは、一定規模以上の電気通信役務の停止や品質の低下による事故を引き起こす恐れがあることから、総務省が発生状況を把握した上で、政策等に的確に反映することが必要である。

※1 発生原因の詳細は2ページの関連規定を参照。

本年3月に国会に提出した「電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案」においては、電気通信事業法において「送信型対電気通信設備サイバー攻撃」※2を新たに定義している。このため、電気通信事故報告制度の報告の発生原因の分類として、新たに送信型対電気通信設備サイバー攻撃を追加し、当該報告において送信型対電気通信設備サイバー攻撃を発生原因とする事故を明らかにすることとしてはどうか。

※2 情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信(当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。)により行われるものをいう。次頁参照。

(平成30年3月6日国会提出「電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案」のうち、新たに加えられる電気通信事業法第116条の2第1項第1号より抜粋。)

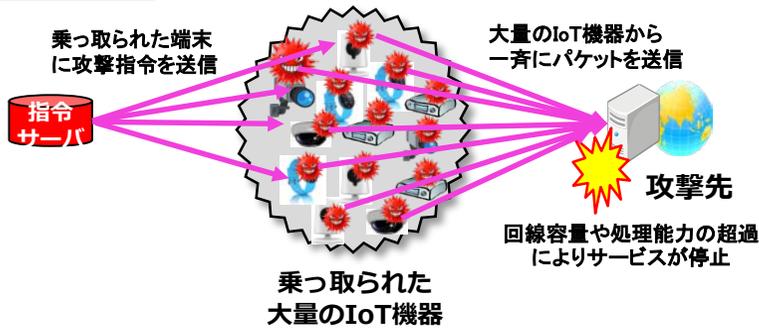
送信型対電気通信設備サイバー攻撃の範囲について

送信型対電気通信設備サイバー攻撃

- 「送信型対電気通信設備サイバー攻撃」とは、以下を満たすものをいう。
 - ① サイバー攻撃(通常の通信によるトラフィック集中等は含まない。)のうち、
 - ② 電気通信設備(電気通信事業者の電気通信設備及び利用者の端末)を攻撃の対象とし、
 - ③ その機能に障害を与える通信の送信により行われるもの(受信者の行為が介在することにより障害が発生する場合は該当しない)。
- また、上記の通信の送信を行う指令を与える通信の送信(C&Cサーバからの攻撃指令等)も含まれる。

該当する例

例①: DDoS攻撃



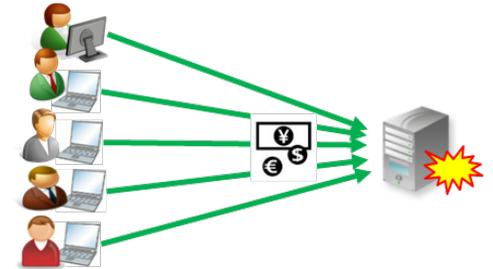
例②: マルウェア感染による機能障害



該当しない例

例①: 販売サイトへのアクセス等によるトラフィック集中

サイバー攻撃には該当しないため、該当しない。



例②: 不正アクセス

電気通信設備の機能に障害を与えないため、該当しない。



例③: 標的型メール

受信者の行為が介在することにより障害が発生するため、該当しない。



(参考) 関連規定

◆ 電気通信事業法施行規則(重大事故報告)

➤ 第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るものを除く。)の提供を停止又は品質を低下させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。)であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数(総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの)がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの (以下略)

➤ 重大な事故の報告書様式(様式第50の3)

注5「発生原因」の欄は当該事故の発生の原因となつた電気通信設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか記載し、大規模化・長時間化した原因についても記載すること。

◆ 電気通信事業報告規則(四半期毎の事故報告)

➤ 第七条の三 電気通信事業者は、次の各号に該当する事故が発生した場合は、様式第二十七により、毎四半期経過後二月以内に、その発生状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する事故については、総務大臣が別に定める様式により提出することができる。

一 電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るものを除く。)の提供を停止又は品質を低下させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。)であつて、次のいずれかに該当するもの (以下略)

➤ 四半期ごとの事故発生状況の報告書様式(様式第27)

7 「主な発生原因」の欄は、「自然故障」、「ソフトウェア不具合」、「異常トラヒック」、「人為要因」、「他の電気通信事業者の事故による要因(卸電気通信役務を提供する電気通信事業者、接続先の電気通信事業者、その他)」、「停電(通常受けている電力の供給の停止)」、「自然災害」、「火災」、「第三者要因(道路工事による断線、車両による断線、その他)」、「不明」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。